○農林水産省告示第二千九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、エコサート・ジャパン株式会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年五月十七日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月二日　農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号神奈川サイエンス・パーク・ビル	東京都港区赤坂四丁目七番六号赤坂ビジネスコート

○農林水産省告示第二千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二日　農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　富山県富山市町長字前山割九五から九七まで、一一二から一一五まで、一一七から一二一まで、一二三、一二九から一四四まで、一六四（次の図に示す部分に限る。）、一六六から一六八まで、布尻町長入会地字外輪谷割一の六から一の八まで、寺津字東外輪山六〇、字西中山四五

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　富山県富山市寺津字東小糸山七（次の図に示す部分に限る。）、字西中山九一、九二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十三年十月七日農林水産省告示第三百六十四号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百五号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに嘉麻市役所及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年七月九日農林水産省告示第九百五十八号、昭和五十三年七月十五日農林水産省告示第三十号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二日　農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市日吉町畑郷奥山九の一・九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九の二、九の四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

奥山九の一・九の二・九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市八木町船枝東千谷一の一〇、一の一二、一の二一、諸畑東千谷一の一一、一の二〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市日吉町天若東千谷一の二、一の八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市八木町諸畑諸木山一の一、一の二、笹ケ谷一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二、三、西山二六、二七、東山二八・三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四、二五、二五の二、二六、二七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町福居森ケ谷一二から一四まで、一五の一、一五の二、一六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。